

# 公益財団法人日本農林漁業振興会評議員及び 役員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定	平成14年	6月26日
一部改正	平成17年10月	1日
一部改正	平成21年	7月 1日
全部改正	平成25年	4月 1日

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本農林漁業振興会定款第18条第2項及び第34条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「本会」という。）の評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第28条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、第1号及び第2号の評議員及び役員を併せていう。
- (4) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本会を勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費とし、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給基準)

第3条 常勤役員の報酬は、月額とし、その額は別表第1の「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 常勤役員には、前項に定める報酬のほか通勤手当を支給することができる。なお、役員賞与は支給しない。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができるものとし、その額は別表第2の「常勤役員の退職手当の支給基準」に基づき、理事長が決定する。

## (報酬の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月21日（その日が休日に当たるときは、その日より前の最も近い休日でない日。）に支給するものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

2 当該常勤役員から報酬の全部又は一部について自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法により支給することができる。

3 常勤役員が退職し又は解任された場合は、その日までの報酬を支給するものとする。

4 常勤役員が死亡により退職した場合は、その遺族に対し、その月までの報酬を支給するものとする。

（通勤手当の支給方法）

第5条 通勤手当の支給に当たっては、別に定める本会の給与規則に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

（退職手当の計算）

第6条 退職手当の支給に当たり、在任期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算するものとする。

2 常勤役員が任期満了の日の翌日に再び常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在任したものとみなす。

（遺族の範囲）

第7条 第4条第4項に規定する遺族については、別に定める本会の退職手当支給規程の規定を準用する。

（費用）

第8条 役員等の職務遂行に伴う費用について、次の各号に定めるところにより支払うことができる。

（1）役員等が職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（2）役員等が評議員会、理事会等に出席した場合には、交通費相当額を、また宿泊を要する場合には宿泊費相当額を支払うことができる。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上の1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げ

るものとする。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

別表第1 常勤役員の報酬月額

常務理事 250,000円までの範囲内

別表第2 常勤役員の退職手当の支給基準

退職時の報酬月額×在職月数×支給率(注)

(注) 支給率は10/100とする。